



## ■500㎡以上の路外駐車場を整備するときは必ず届出をしてください！

### 駐車場法上の義務

駐車場法の規定により、次の要件のすべてに該当する駐車場を設置する場合には、あらかじめ位置、規模、構造、設備その他について、市長へ**設置の届出**及び**管理規定の届出**が必要となります。

(駐車場法第12条、第13条)

1. 道路の路面外に設置される駐車施設であって**一般公共の用に供されるもの**  
(路外駐車場のことで、一般不特定多数の者の利用に供するものをいう。  
なお、月極駐車場、専用駐車場は該当しない。)
2. 自動車の駐車のために供する部分の面積が**500㎡以上**であるもの。  
(車路等は含まない。)
3. 利用について**駐車料金を徴収するもの**。

なお、届出である事項を変更するときや、休止または廃止するときも同様の手続きが必要です。

p (駐車場法第12条、第13条、第14条)

ただし、法人である場合、その代表者の変更については、変更の届出は不要です。

## ■届出のあった路外駐車場部分については事業所税の床面積には算入されません。

### 地方税法での定め

地方税法第七百一条三十四項3号二十七の定めにより、指定都市は路外駐車場部分について、**課税をすることができません**。

(参考)

地方税法第七百一条三十四項3号

指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を**課することができない**。

二十七

駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第二号に規定する**路外駐車場**で政令で定めるもの